

○日影規制に係る建築許可の運用基準

(昭和 53 年 11 月 1 日)

長崎県、長崎市、佐世保市

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による、許可の対象事項は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

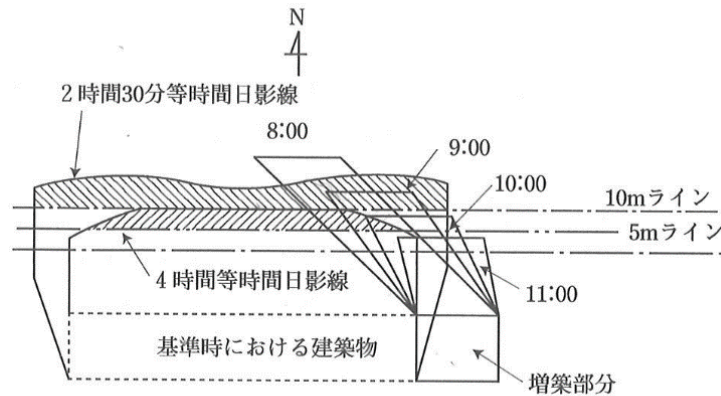
- (1) 不適合となる日影が生ずる場所が、高圧線の下で、地役権が設定されており、将来とも居住の用に供する建築物の敷地として利用されていないことが明らかな場合。
- (2) 不適合となる日影が生ずる場所が都市計画法上の駐車場、公共下水道の用に供する施設又は変電所等で特に日照を必要とせず、かつ半永久的に変更のおそれのない場合。
- (3) 不適合となる日影が生ずる場所が、がけ又は急傾斜地等で今後開発され宅地又は都市公園等、(特定行政庁が特に定めたものを除く。)に利用されるおそれがない場合。
- (4) 不適合となる日影が生ずる場所が、土地の状況等により、将来とも、自然公園その他のように特に日照を必要としない場合。
- (5) 基準時以降の増改築部分が、冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において、法第 56 条の 2 第 1 項の水平面上に、基準時における建築物(増改築が建築物の除却を伴う場合には、基準時以降の除却部分を除いたものを基準時における建築物とみなす。)が生じさせている日影に加えて、新たに生じさせる日影は、次のいずれにも該当する場合。
 - (イ) 既存不適格建築物が法 56 条の 2 第 1 項の規定による日影時間の限度を超えて日影を生じさせている部分の日影時間を増加させないものであり、かつ、同項の規定による日影時間の限度を超える部分を増加させない場合。
 - (ロ) 敷地境界線からの水平距離が 5m を超える範囲に、法第 56 条の 2 第 1 項の規定により敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲で生じさせてはならない日影時間の限度の数値から 30 分を減じた時間以上日影となる部分を生じさせない場合。
- (6) その他、特定行政庁が、土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めた場合。

(5) (イ) 関係

図一1 増築により新たに生ずる日影（東側に増築する場合）

第1種・第2種低層住居専用 規制値(2)

(日影の測定面：平均地盤面からの高さ1.5mの水平面)



2時間30分の等時間日影線
 4時間の等時間日影線

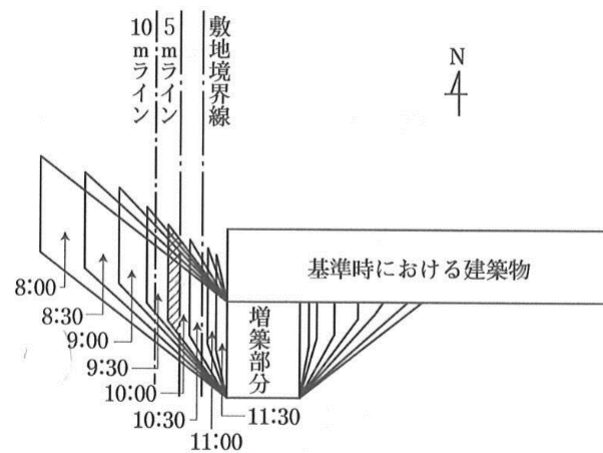
} 不適格部分

〈注〉 1 10mライン以上では増築部分の8:00、9:00の影が、5mラインより10m以内では10:00の影が重複するので適合しない。

(5) (ロ) 関係

図一2 増築により新たに生ずる日影（南側に増築する場合）

第1種・第2種低層住居専用 規制値(2)



規制値 2時間30分-30分=2時間を超えるので適合しない。

〈注〉 2 (3)の都市公園（特定行政庁が特に定めたものを除くとは、児童公園をいう。）